

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を支給します ～ 10万円の現金を一括支給 ～

国では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯を支援する取り組みの一つとして、子育て世帯への臨時特別給付金を支給することとし、年内の先行分の5万円と追加の5万円を併せて10万円の現金を一括で給付することも自治体の判断により可能とする指針を12月15日に発出しました。

これを受け、花巻市では10万円の現金を一括支給します。

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の概要

【対象児童】

平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童

【支給要件等】

(1) 花巻市から支給される児童手当（特例給付を除く）の受給者：申請不要

次に該当する対象児童1人につき10万円を令和3年12月27日（月）に、児童手当支給口座に振り込むこととしています。

- ① 令和3年9月分の児童手当（特例給付を除く）の対象となる中学3年生までの児童
- ② ①と同じ世帯の高校生等（平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれ）
- ③ 令和3年12月7日までに児童手当の手続きをした新生児

なお、対象となる方へは給付金の支給案内を、12月16日（木）に送付しております。
また、受給を辞退される場合は、令和3年12月22日（水）までに地域福祉課へお申出ください。

〈12月27日支給見込〉

対象世帯数：5, 427世帯
対象児童数：10, 100人
支給額：10億1千万円

(2) その他の受給者：申請が必要

(1) 以外の受給者である次の①から③の方については、申請が必要です。市から、申請書を1月中旬までに送付する予定としており、市は申請受付後、速やかに現金給付を行います。

- ①令和4年3月31日までに新生児が生まれた場合
- ②令和3年9月30日時点で高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）を養育している場合
- ③所属庁から児童手当を受給している公務員である場合

ただし、国の制度では①から③すべて、保護者の所得が児童手当受給要件（特例給付を除く）と同等未満の所得である場合に限ります。

【所得超過の方への給付について】

所得超過により支給対象から外れる世帯については、今後予定されている地方創生臨時交付金の追加配分の状況を見ながら、市におけるコロナ対策等の全体の事業の中において、市独自の支援対象とするか検討して参ります。